

障害者に対する自動車税の減免を受けられている方へ

申請時から異動があれば届出をお願いします

手続名称

身体障害者、精神障害者又は知的障害者に対する自動車税減免申請事項異動届出書

届出の方法

- 書面
- オンライン

届出が必要になる事項

共通事項

- 障害者の死亡
- 住所の変更
- 氏名の変更
- 障害等級の変更
- 障害者手帳の返納
- 減免を受けている車を手放した
- 減免をやめる

本人運転のみ

- 運転免許証の返納・失効・取消・停止
- 障害者本人が減免を受けている車を運転しない

家族運転のみ

- 運転者の変更
- 納税義務者の死亡

注意事項

異動により4月1日時点で減免要件を満たしていない場合、その年度の減免を受けることはできず納税が必要になります。

異動があったにもかかわらず届出がなく、減免対象外になっていることが後日判明した場合、本来の税額に加えて延滞金の納付も必要になることがあるので、早めの届出をお願いします。

香川県 県税事務所 自動車税課

☎087-806-0314

書面での届出を希望される方は、自動車税課までご連絡ください。

香川県電子申請

検索

【香川県】電子申請・届出メニューにて「自動車税 異動届」でキーワード検索

